

## 情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第81回）議事録

1 日時 令和7年6月17日（火）11:00～11:16

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

岡田 羊祐（部会長）、大橋 弘（部会長代理）、荒牧 知子、  
石井 夏生利、江崎 浩、高橋 利枝、藤井 威生  
（以上7名）

(2) 総務省

<総合通信基盤局>

・電気通信事業部

五十嵐 大知（電気通信技術システム課長）、  
平松 寛代（電気通信技術システム課番号企画室長）

(3) 事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 諮問案件

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について  
【令和7年6月17日付け諮問第1241号】

## 開 会

○岡田部会長　　ただいまから情報通信審議会第81回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は、ウェブ会議にて会議を開催しており、現在委員7名の方に御出席いただいて定足数を満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名のりいただいた後に御発言をお願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議での傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問案件1件でございます。

### (1) 諮問案件

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について

【令和7年6月17日付け諮問第1241号】

○岡田部会長　　諮問第1241号「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について審議いたします。

本件は、本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日付で、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定によって当部会に付託されたものです。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○平松番号企画室長　　まず、資料81-1-1が諮問書でございます。諮問といたしまして、電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方とさせていただきます。

1番目が諮問の理由でございます。近年、総務大臣から認定を受けた事業者が、特殊詐欺の幫助犯として、逮捕・起訴・実刑判決に至った事例が増加しておりまして、社会的な問題となっております。そこで、電気通信番号の犯罪利用に対する抜本的な対策等を検討しました昨年の最終答申を踏まえまして、以下のとおり令和7年に電気通信事業法を改正いたしました。

具体的には3つございまして、1つ目は欠格事由に詐欺罪等により刑に処せられた者を追加すること。2つ目は認定の基準として、申請者の役務継続性の見込み等を追加する

こと。3番目は、電気通信番号を使用した卸電気通信役務を提供する事業者に対して、卸先事業者が一定の要件を満たすことの確認義務を課すことなどの改正を行いました。

この令和7年法改正においては、規律の対象となる電気通信番号の種別、電気通信番号を使用した卸電気通信役務を提供する際の実務上の確認義務の履行方法等の事項について、総務省令に委任しているところがございます。これを規定するために必要な事項について検討を行う必要があるところがございます。

また、令和7年法改正は、この電話番号の犯罪利用対策以外の内容も含む広範な制度改正でございます。この改正について、電気通信番号制度について整合を図るための検討を行う必要があるところでもございます。

以上について、今回の諮問をさせていただくところでございます。

3番目の答申を希望する時期は令和7年11月頃とさせていただいております。答申が得られたときの行政上の措置としては、今後の情報通信行政の推進に資するものとさせていただきたいと思っております。

では具体的に資料8-1-1-2に基づきまして、御説明させていただきたいと思っております。1ページ目でございますが、これは諮問書の内容でございますので割愛をさせていただきます。2ページ以降、令和7年法改正の概要について御説明させていただきます。

3ページ目でございますけれども、先ほどの諮問書の諮問理由にも書かせていただきましたが、電気通信番号を使用する電気通信事業者は、総務大臣から計画の認定を受けることが必要でございます。最近ではこのような認定を受けた事業者が特殊詐欺に関与いたしまして、逮捕・起訴・実刑に至った事例が存在してまいりました。

典型例は、総務大臣から番号の指定を受けた事業者から卸提供を受けている事業者が、番号を特殊詐欺グループに提供して、特殊詐欺グループがその番号を使って詐欺を実行するケースというものになってございます。

4ページ目ですが、令和6年に以下のような情報通信審議会答申をいただきました。具体的には電話番号の特殊詐欺への犯罪利用を排除するための方策として、3点答申としていただいたところがございます。

1点目は欠格事由に特殊詐欺として立法事実のある犯罪について追加するというもの。

2点目は事業者の取組関係でございまして、番号を卸提供する際に、犯罪に関与する事業者が番号が流れてしまっているところがございますので、卸元事業者が卸先事業者に対して、相手方が認定を受けていることの確認をするということと、相手方についての役務継続性があるかについての確認をするということについて答申いただいたところがございます。

3点目は認定基準につきまして、認定基準に義務づける取組が適切に講じられることを追加するなどについて答申をいただいたところございました。

5ページ目ですが、この答申を受けまして、令和7年に電気通信事業法を改正いたしました。いただいた令和6年の答申に基づきまして、ほぼ反映させていただいているところ

でございますが、中には省令に委任しているところもございます、いただいている答申の内容がそのまま全てこの法律を読むと出てくるというものではありませんが、エッセンスとして盛り込んでいるところがございます。

具体的には、1番目は欠格事由の追加といたしまして、特殊詐欺に関係している犯罪について追加をいたしました。

ただ、こちらについては、答申では窃盗犯も含んで入れるべきだという答申でしたが、後で御説明いたしますが、窃盗罪は万引きとか自転車窃盗ですとか、それから、こういった特殊詐欺に関わるような受け子みたいな形で、非常に多岐にわたりまして、窃盗罪を一律に欠格事由に追加するということは非常に法律上のバランスを欠くというような判断になりまして、こちらについては、2番目の認定基準の追加で、省令に委任して規定するというようにさせていただいているところがございます。

また、2番目の認定基準の追加でございます。こちらについては、役務の継続的な実施が見込まれていることを追加したことと、その提供する役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高くないことというような要件を省令に委任してございまして、先ほど申し上げました特殊詐欺に関与する窃盗犯については、こちらで排除することを可能にしたというようなスキームにしているところがございます。

3つ目の事業者への義務づけ、こちらは卸元事業者に卸先事業者についての確認する義務づけを課したところがございます、具体的には卸先事業者が認定を受けているかどうか、また、役務継続性の見込みがあるかどうかということを確認することを法律上の義務づけとして入れさせていただいたという内容になっているところがございます。

続きまして、8ページ目以降ですが、今回の諮問に当たりまして、具体的な検討事項について御説明させていただきたいと思っております。9ページ目に検討事項を一覧として掲載させていただいております。具体的には先ほど申し上げた今回の法改正に基づきまして、多くが細かいところについては、省令に委任させている内容がございます。この省令を含む下位法令の部分について、こちらで検討させていただきたいと思っております。

具体的に全部で7点ございます。1点目から3点目は認定基準の追加の関係で、1点目は規律の対象となる電気通信番号の種別、携帯電話番号であるとか固定電話番号であるとか、いろいろございますけども、これを何にするのかということが1点目です。

2点目は今回認定基準に役務継続性というものを追加しましたので、これを判断するための申請書類を併せて申請時には出していただく必要がございますので、この場合にどのような書類の提出を求めることとするかということが2点目です。

3点目は提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件といたしまして、先ほど申し上げましたとおり、今回、詐欺罪と電子計算機使用詐欺について一律欠格事由として排除いたしました。窃盗犯については非常に軽いものから、特殊詐欺に関わるものと幅広いので、省令に委任することにしてございまして、具体的にどのような要件をここに入れるべきかという検討事項となっております。

4点目から6点目が卸元事業者への義務づけの関係でございます。4点目は、卸元事業者が卸先事業者の役務継続性があると認められるかどうかについて確認いたしますが、その要件をどのように定めるべきかというのが4点目の話です。

5点目は、役務継続性の確認義務について、卸提供する番号が少なければ、わざわざこのような義務を課す必要がないというようなことを昨年の答申でもいただいております。適用除外となるべき提供番号数、何番号以下であれば、この確認義務を課すべきではないかというようなことができるように法律上もしております。その何番号以下であるというものについて総務省令に委任してございますので、こちらについて検討することが5点目の話でございます。

6点目は、この卸元事業者の確認義務の確認方法について、総務省令に委任してございますので、これをどのように定めるべきかというのが6点目です。

最後、7点目、そのほかの事項としまして、この犯罪利用対策以外にも令和7年法改正はほかにも広範な内容を含んでおりますので、それとの整合性を図るための改正ですとか、このような犯罪利用対策の法改正について、着実に執行するために必要な事項について検討させていただくということにさせていただいているところでございます。

10ページ目が、検討の今後の進め方について御説明させていただいていく内容です。本日の電気通信事業政策部会に諮問させていただきましたら、電気通信番号政策委員会で具体的な検討を進めていきたいと思っております。具体的には6月中に、電気通信番号政策委員会を開催させていただきまして、事業者からのヒアリングですとか、論点整理を行いまして、報告書案を取りまとめて、11月頃に事業政策部会にお諮りした上で答申をいただきたいと思っております。この答申を踏まえまして、今年度内に所要の制度整備を実施したいと思っております。

○岡田部会長　ありがとうございます。ただいまの御説明について御意見・御質問等がございましたら、チャット機能にてお申出ください。

大変国民的な関心の高いテーマではないかなと感じております。犯罪の利用というのが身近に感じられるようなケースも今増えておりますけども。具体的な省令についての御提案をいただく、こういう諮問であります。

何か後不明な点、御質問などありましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○岡田部会長　特に御意見・御質問はなく、現在、定足数も満たしておりますので、ただいまの説明を了承し、本件諮問の審議に当たって電気通信番号政策委員会において、調査検討を進めていただくこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

御異議がある場合はチャット機能でお申出ください。

特に御異議もありませんので本件諮問については、電気通信番号政策委員会において調査検討を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

○平松番号企画室長　ありがとうございます。

○岡田部会長　ありがとうございました。

## 閉　　会

○岡田部会長　以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。事務局から何かございますでしょうか。

○片山総合通信管理室長　事務局からは特にございません。

○岡田部会長　ありがとうございます。

それでは、本日の会議を終了いたします。なお次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。